

平成 28 年 9 月 1 日

藤枝市発注建設工事の前払金に関する取扱いのお知らせ

契約検査課

平成 28 年 5 月 27 日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が公布・施行され、公共工事の前払金に関する事項が改正されました。これに伴い、藤枝市発注建設工事につきましては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 契約約款の改正

藤枝市建設工事執行規則の一部を改正するとともに、藤枝市建設工事請負契約約款の一部を改正します。（注）今後、工事請負契約締結時においては、改正後の契約約款を使用してください。

2 改正内容

建設工事の受注者が前払金（契約金額の 40%）及び中間前払金（契約金額の 20%）を充てることのできる経費のうち、現場管理費及び一般管理費等について、用途の限定（労働者災害補償保険料・保証料に限る）を解除し、すべての現場管理費及び一般管理費等（ただし、上限は前払金及び中間前払金の 25%）に拡大する。

3 改正の時期

公示の日から施行し、改正後の藤枝市建設工事請負契約約款の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建設工事については、受注者との協議のうえ、変更契約により対応できることとする。